

公の施設の指定管理者の選定について（答申）

令和2年7月
国立市指定管理者選定委員会

目次

はじめに	2
1 対象施設の概要	
(1) くにたち福祉会館	3
(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター	4
(3) 国立市障害者センター	5
(4) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ	6
2 個別施設の検討	
(1) 共通事項	7
(2) くにたち福祉会館	7
(3) くにたち北高齢者在宅サービスセンター	8
(4) 国立市障害者センター	10
(5) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ	12
3 個別施設の指定管理者候補者選定基準	
(1) くにたち福祉会館	14
(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター	16
(3) 国立市障害者センター	18
(4) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ	22
4 参考資料	
(1) 指定管理者選定委員会開催経過	26
(2) 指定管理者選定委員会委員名簿	27

はじめに

国立市指定管理者選定委員会は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- (1) 指定管理者の選定基準、導入手法、応募資格及び指定期間等について、各施設の選定検討部会の報告を基に審査、検討を行うこと。
- (2) 指定管理者の候補者について審査すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて行う管理業務の停止について審査すること。

この度、国立市指定管理者選定委員会は、国立市長から令和2年6月3日付け国政経第136号に基づき、令和3年3月31日をもって指定期間満了を迎える4施設について、候補者を選定する場合における導入手法、指定期間、選定基準等について意見を求められました。これを受け、当委員会では、対象施設の指定管理者選定検討部会からの報告及び対象施設の担当課職員へのヒアリングを基に検討を行い、本答申書を作成しました。

検討に当たっては、指定管理者制度の本来の在り方と各施設の設置目的及び現在の管理運営状況等を対比させながら、国立市の公の施設の目的を達成するため管理運営をより良いものとするを念頭に検討を行いました。また、市から提出された公の施設のあり方に関する検証結果報告書を基に、今後の施設のあり方についても検討を行いました。その中で、今回については、各施設の設置目的、現在の管理運営団体の取り組み、地域で果たしている役割や施設利用者との関係性などをそれぞれ考慮して、導入手法は特定選定としました。

今後、公の施設が国立市民の福祉向上のため有効に活用されることを期待し、以下のとおり検討結果について報告をします。

1 対象施設の概要

(1) くにたち福祉会館

① 施設の目的

市民及び地域社会の福祉増進を図ることを目的とし、高齢者福祉に関する施設及び児童福祉に関する施設を設置している。地域に根ざしたさまざまな福祉活動を推進していくための拠点として、高齢者等の福祉増進を図ることを目的に、福祉会館・会議室等の管理運営、高齢者向け啓発事業等の福祉会館自主事業の実施、高齢者健康相談等の老人福祉センター事業を実施している。

② 施設の規模

・ くにたち福祉会館

所在地	国立市富士見台2丁目38番地の5
内容	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て 中央児童館併設 施設床面積 4,609.01 m ² 敷地面積 1,748.85 m ²
開設年月日	平成4年4月1日

・ くにたち福祉会館分室

所在地	国立市富士見台1丁目7番地 1-2-102
内容	鉄筋コンクリート造 地上5階建ての1階部分 施設床面積 126.58 m ²
開設年月日	平成4年4月1日

③ 休館日

火曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき

④ 開館時間

午前9時から午後10時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ 会館及び会館分室の施設管理・利用申込等業務
- ・ 老人福祉センター管理運営業務
- ・ 自主事業運営業務（高齢者健康体操等の自主事業、啓発事業、会館の利用促進に関する業務、喫茶店の運営に関する業務等）
- ・ その他庶務的業務等

(2) く に たち 北 高 齢 者 在 宅 サービス セ ン タ ー

① 施設の目的

在宅の虚弱高齢者等に対し、当該高齢者等及びその家族の福祉の向上に資するため、介護保険事業の通所介護サービス、地域支援事業の第1号通所事業を実施し、北地域と隣接する地域で、高齢者が安心して暮らせることを目的としている。

② 施設の規模

所在地	国立市北3丁目2番
内容	鉄筋コンクリート造 平屋建て
	施設床面積 594.73 m ² 敷地面積 2,580.30 m ²
開設年月日	平成7年4月3日

③ 休 日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき

④ 利用時間

午前9時から午後5時30分までが標準

⑤ 主な業務の内容

- ・ センターの施設管理業務
- ・ センターの管理運営業務（通所介護サービスに関する業務、市が実施する地域支援事業の第1号通所事業の受け入れ業務等）
- ・ その他庶務的業務等

(3) 国立市障害者センター

① 施設の目的

国立市障害者センター条例に基づき、心身しょうがいしゃの社会参加と自立助長を図りもって心身しょうがいしゃの福祉増進に寄与することを目的として、生活介護事業施設「あさがお」、障害者就労・自立支援事業の運営を行っている。

② 施設の規模

所在地	国立市富士見台2丁目1番地の32
内容	鉄筋コンクリート造 3階建て
	施設床面積 745.28 m ²
	敷地面積 499.80 m ²
開設年月日	昭和59年4月

③ 休日

土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき

④ 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ 知的障害者の保護及び更生に必要な指導・訓練に関する業務（障害者総合支援法に基づく生活介護事業施設「あさがお」の通所）
- ・ 心身障害者の自立相談等に関する業務（障害者就労・自立支援事業）
- ・ 施設の管理業務
- ・ その他庶務的業務等

(4) く に たち 心 身 障 害 者 通 所 訓 練 施 設 あ す な ろ

① 施設の目的

く に たち 心 身 障 害 者 通 所 訓 練 施 設 あ す な ろ 条 例 に 基 づ き、 重 度 の 知 的 しょうがい及び肢体不自由が重複しているしょうがいしゃを、保護者の下から通わせて必要な療育等を行い、家族とともに地域社会の中で充実した生活を送れるよう支援していくことを目的としている。

② 施設の規模

所在地	国立市富士見台1丁目44番地の1
内容	鉄筋コンクリート造 平屋建て
	施設床面積 278.14 m ² 敷地面積 923.09 m ²
開設年月日	平成2年4月1日

③ 休日

土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき

④ 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ 重度心身障害者の療育、生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練及び日常生活指導に関する業務
- ・ 家庭訪問による重度心身障害者の生活指導に関する業務
- ・ 保護者に対する重度心身障害者の相談、指導及び助言に関する業務
- ・ 施設管理業務
- ・ その他庶務的業務等

2 個別施設の検討

(1) 共通事項

導入手法については、指定管理者制度の本来の在り方が公募であることを認識しながらも、今回の検討対象施設がいずれも福祉施設であり、利用者及びその保護者等と、施設職員との信頼関係が重要視されることや、地域の中で果たしている役割を勘案して、現指定先を念頭に選定手法を特定とした。ただし、各施設が今後も適切に管理運営されるよう、次の選定段階では、今回定めた選定基準を元に、より詳細な審査を行うこととする。

指定期間及び選定基準については、施設ごとにその役割や状況に応じた検討を行い、集約を行った。

(2) くにたち福社会館

① 現 状

くにたち福社会館は、市民や地域社会の福祉増進のための各種事業を実施すべく設置された施設であり、高齢者の健康増進事業をはじめとした各種事業の実施や、市民サークルの活動の場として会議室等の貸し出しが行われている。同施設には老人福祉センターや地域包括支援センター地域窓口が開設されているほか、児童館や学童保育所も併設されている。

さらには、現指定管理者である社会福祉法人国立市社会福祉協議会と公益社団法人国立市シルバー人材センターの事務局も設置されており、地域福祉の拠点として機能している。

② 選定検討部会による検討結果

選定検討部会は、施設利用者市民2名、民生委員1名及び市職員3名の計6名で構成された。

導入手法については、福社会館の管理運営は地域福祉活動と一体的に行っていくことが適切であるとの前提のもと、事業ノウハウが豊富であり、地域住民との密接な関わりを持っている現指定先の社会福祉協議会に特定すべきとの結論になった。

指定期間については、市の指針として5年という期間が一つの目安としてあること、福祉政策の動向に合わせた検証を行うためにはあまり長くすることも適当ではないこと等の意見が出され、5年で集約を行った。

③ 市の方針

導入手法、選定期間及び選定基準のいずれについても、選定検討部会の原案どおりとした。

④ 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、検討部会からの報告書等を基に、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

⑤ 検討結果

ア 導入手法

社会福祉法人国立市社会福祉協議会に特定選定とする。

イ 指定期間

5年とする。

ウ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準」(1)のとおり

エ 付帯事項

- ・ 会議室等の予約方法について、現在のところ、月初めに福社会館に直接赴き、手続きを行うこととなっているが、ホームページ等からも予約ができるよう積極的に検討してもらいたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症など様々な感染症が流行しうる現状にあるので、特定の感染症に限らず、包括的なマニュアルの作成はぜひ行ってほしい。

(3) くになち北高齢者在宅サービスセンター

① 現 状

くになち北高齢者在宅サービスセンターは、都営国立北三丁目第2アパートに開設されており、当初は、高齢者福祉のサービス拠点として整備したが、介護保険制度の開始により在宅の虚弱高齢者に介護保険法に規定する通所介護サービスを提供し、虚弱高齢者やその家族の福祉の向上に資する施設として機能している。同施設では、同じ事業者が、地域包括支援センターの地域窓口、シルバーピアの生活援助員配置事業、高齢者食事サービス事業などを実施しており、様々な角度から北地域の在宅高齢者施策を支えている。

② 選定検討部会による検討結果

選定検討部会は、市民代表（民生委員）1名、施設利用者家族1名、

及び市職員2名の計4名で構成された。

導入手法については、現指定先の弥生会が北地域の高齢者福祉の拠点として様々な事業展開が連携してなされていることを鑑み、特定すべきという意見で一致した。

指定期間については、5年という意見で一致した。5年未満の指定期間を設定した場合、2年間を要する手続きを現状以上の頻度で行うこととなり、市側も指定管理者側も手間を要することとなる。一方で、指定期間を長く設定すると、市が情勢の変化に伴い、指定管理者による管理運営を見直す機会を失うとともに、指定管理者が漫然と管理運営を行うおそれも生じるとして、5年としている。

選定基準については、指定管理者が実施したサービスについて、効果が持続しているか継続的に確認してほしいとの要望があったため、サービスの効果検証及び持続的な効果測定を行っているかの項目を追加することとなった。

③ 市の方針

導入手法、選定期間及び選定基準のいずれについても、選定検討部会の原案どおりとした。

④ 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、検討部会からの報告書等を基に、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

⑤ 検討結果

ア 導入手法

社会福祉法人弥生会に特定選定とする。

イ 指定期間

5年とする。

ウ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準」(2)のとおり

エ 付帯事項

- ・ 本センターの事業決算においては次年度繰越金が出ている。そのような状況においても、市が指定管理料を支払っているとなると、現指定管理者を多少優遇し過ぎてはいないかとも受け取れてしまう。次年度繰越金が出ていたとしても、指定管理料を支払う必要があるということの合理性について、しっかりと検討してほしい。

(4) 国立市障害者センター

① 現 状

国立市障害者センターはしょうがいしゃの自立支援事業のほか、15歳以上の知的障害者の方の生活学習活動などの援助を行う障害者総合支援法に基づく生活介護事業施設「あさがお」(定員35名)を開設している。開設以来、障害の軽重、合併障害の有無に関わらず市内に在住の知的障害者の通所を受け入れ、日中活動の拠点として機能している。現在「あさがお」への通所者のうち30名以上が重度の障害をもった方であり、きわめて個別性の高い、きめ細やかな対応が必要となっている。また、20年以上同施設に通所している方もおり、くにたち心身障害者通所訓練施設「あすなろ」と同様、保護者を含めた施設利用者と現指定管理者の支援員とは非常に密接な関係を築いている。

② 選定検討部会による検討結果

選定検討部会は、保護者代表3名、市民代表(民生委員)2名及び市職員2名の計7名で構成された。

導入手法については、まず、現指定管理者は極めて個別性が高い利用者のニーズに応え、きめ細かく個別支援計画を作成し、多様なプログラムを企画し、支援を実施してきたこと、また、利用者との間に培ってきた良好な関係性があること、さらには、別途検討することとしている本施設の公の施設としての在り方検討について結論が出るまで現状のまま運営することが望ましいこと、以上のようなことを理由として、現指定先である社会福祉法人国立市社会福祉協議会に特定すべきという意見で一致した。

指定期間については、3年間とする意見と、5年間とする意見が分かれ、意見がまとまらなかった。別途検討することとしている本施設の在り方検討について、いたずらに長期間検討を続けても良い結論が出るものではなく、適切な期限を設けるのが望ましいとの理由から3年間とする意見や、利用者や支援員のことを考えると、指定期間が短くなると落ち着いて利用することができず、不安になってしまうのではないかと等々の理由で5年間とする意見があった。

③ 市の方針

選定検討部会にて意見がまとまらなかった選定期間については、前回平成27年度の指定管理者選定手続きの中で、市の方針として「公の施設として設置する意義についても、今後議論していく必要がある。・・・本来の市社協の役割である地域福祉の強化に大きく踏み出している中、個別施設の運営事業について、専門性の高い他の社会福祉法人に任せることで、人的資源を地域福祉に振り向けていくことが可能

となるため、施設統合と合わせ5年後の実施に向けて、利用者の理解を得るよう留意しながら早期に検討を始めるべきである。」との結論があったことを踏まえ、現在施設担当課等で検討を進めている施設の公の施設として在り方について、検討の結果、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合、今回指定する期間が満了した後、スムーズに移行できるかの不確実な面があるため、一般的な期間である5年とした。

その外、導入手法及び選定基準のいずれについては、選定検討部会の原案どおりとした。

④ 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、検討部会からの報告書等を基に、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

⑤ 検討結果

ア 導入手法

社会福祉法人国立市社会福祉協議会に特定選定とする。

イ 指定期間

5年とする。

ウ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準」(3)のとおり

エ 付帯事項

- ・ 現在担当課等で進めている公の施設としての在り方検討については、平成27年度にすでに5年間で検討すべきとの方針が出ていることを鑑みれば、5年後に結論を出すのではなく、結論については3年後に出すこととし、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合に、今回指定する期間が満了した後にスムーズに移行が整うよう、その準備期間としての2年間を設け、併せて5年間という考え方がよい。
- ・ 今後の5年間を検討のために費やすとなれば、計10年間も長い月日が検討だけのための期間になってしまうおそれがある。3年間で結論を出すことが可能であるならば、そのようにしてほしい。
- ・ 選考基準の中に「職員の健康管理は適切になされているか。」という項目があるが、その健康管理とは身体的な面だけかと思われる。精神的な面での健康管理という視点も必要かと思われる。

(5) くにたち心身障害者通所訓練施設「あすなろ」

① 現 状

くにたち心身障害者通所訓練施設「あすなろ」（以下「あすなろ」という。）は、開所以来、重症心身障害者の日中活動の拠点としての役割を担ってきた。現在の通所者は5名であるが、いずれの方についても通所歴は長く、現指定管理者の支援員との信頼関係は非常に深い。一方で、「あすなろ」が設置されて以降に東京都が設置した施設に通所される方も増えたため、新たな通所者はいない状況にある。

② 選定検討部会による検討結果

選定検討部会は、保護者代表3名、市民代表（民生委員）2名及び市職員2名の計7名で構成された。

導入手法については、障害の特性や支援員と通所者との関係性を重要視するとともに、別途検討することとしている本施設の公の施設としての在り方検討について結論が出るまで現状のまま運営することが望ましいことを理由として、現指定先の社会福祉法人国立市社会福祉協議会に特定すべきという意見で一致した。

指定期間については、3年間とする意見と、5年間とする意見が分かれ、意見がまとまらなかった。別途検討することとしている本施設の在り方検討について、いたずらに長期間検討を続けても良い結論が出るものではなく、適切な期限を設けるのが望ましいとの理由から3年間とする意見や、指定期間を3年とした場合、次の指定管理者の選定について、新たな指定期間が始まって1年程度の段階で検討を始めなければならないなど負担が大きい等の理由で5年間とする意見があった。

③ 市の方針

選定検討部会にて意見がまとまらなかった選定期間については、前回平成27年度の指定管理者選定手続きの中で、市の方針として「公の施設として設置する意義についても、今後議論していく必要がある。・・・本来の市社協の役割である地域福祉の強化に大きく踏み出している中、個別施設の運営事業について、専門性の高い他の社会福祉法人に任せることで、人的資源を地域福祉に振り向けていくことが可能となるため、施設統合と合わせ5年後の実施に向けて、利用者の理解を得るよう留意しながら早期に検討を始めるべきである。」との結論があったことを踏まえ、現在施設担当課等で検討を進めている施設の公の施設として在り方について、検討の結果、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合、今回指定する期間が満了した後、スムーズに移行できるかの不確実な面があるため、一般

的な期間である5年とした。

その外、導入手法及び選定基準のいずれについては、選定検討部会の原案どおりとした。

④ 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、検討部会からの報告書等を基に、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

⑤ 検討結果

ア 導入手法

社会福祉法人国立市社会福祉協議会に特定選定とする。

イ 指定期間

5年とする。

ウ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準」(4)のとおり

エ 付帯事項

- ・ 現在担当課等で進めている公の施設としての在り方検討については、平成27年度にすでに5年間で検討すべきの方針が出ていることを鑑みれば、5年後に結論を出すのではなく、結論については3年後に出すこととし、現在の指定管理者ではない法人等に指定管理又は施設移譲との結論が出た場合に、今回指定する期間が満了した後にスムーズに移行が整うよう、その準備期間としての2年間で設け、併せて5年間という考え方がよい。
- ・ 今後の5年間で検討のために費やすとなれば、計10年間も長い月日が検討だけのための期間となってしまうおそれがある。3年間で結論を出すことが可能であるならば、そのようにしてほしい。
- ・ 選考基準の中に「職員の健康管理は適切になされているか。」という項目があるが、その健康管理とは身体的な面だけかと思われる。精神的な面での健康管理という視点も必要かと思われる。

3 個別施設の指定管理者候補者選定基準

(1) くにたち福祉会館

審査項目	評価の観点	評価
1. 法人に係る事項		
(1) 管理体制	①危機管理体制は適切か。	
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。	
	③個人情報保護への対応体制は適切か。	
(2) 市民等の平等な利用を確保できるのか。	①「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	
	②福祉会館を運営するのにふさわしい理念を持っているか。	
(3) 施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。	
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。	
(4) 管理運営に係る経費の削減が図れるか	①法人全体の人員体制等の合理化が図られ、効率的な運営体制が見込めるか。	
(5) 管理運営を安定的に行うことができるか	①社会福祉事業の運営実績は適切か。	
	②法令等の遵守は確保されるか。	
	③財政基盤（経営・収支）は安定しているか。	
	④適正な職員の配置は可能か。	
(6) その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
2. 施設の個別事項		
(1) 施設運営	①福祉会館の運営方針は、市の施策に合致しているか。	
	②事業計画が条例等の趣旨を反映し、福祉の向上を目指す妥当なものであるか。	
	③福祉事業に対する熱意、創意工夫 ・快適に施設を利用できる環境整備に努めているか。 ・様々な利用者ニーズや苦情の把握、管理運営への反映がなされているか	

	④施設の特質をいかし、利用促進への工夫が図れているか。	
	⑤施設の利用にあたり平等性が確保されているか。	
(2) 安全対策	①事故防止等安全対策 ・事故防止並びに事故発生時の対応・防災対策・衛生管理対策（感染医療対策など）等マニュアルは整備しているか。 ・避難、誘導、通報訓練等対策は適切か。 ・保安警備対策は適切か。	
	②老人福祉センターの管理運営 ・入浴施設の安全管理は適切か。 ・健康器具等の安全管理は適切か。	
(3) 管理運営に係る経費の削減について	①経費の低減について努力が見られるか。	
(4) その他	①市民等が幅広く利用できるような広報活動がなされているか。	
	②職員の研修体制は適切か。	
	③施設の衛生管理は適切か。	

(2) く に たち 北 高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー

審査項目	評価の観点	評価	評価理由
1. 法人に関わる事項			
(1) 法人運営	① 社会福祉事業の運営実績は適切か。		
	② 法令等の遵守は確保されるか。		
(2) 管理体制	① 危機管理体制は適切か。		
	② 要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。		
	③ 個人情報保護への対応体制は適切か。		
(3) 市民等の平等な利用を確保できるか	① 「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。		
	② 福祉施設を運営するのにふさわしい理念を持っているか。		
(4) 施設の効用を最大限に発揮できるか	① サービス向上への取り組みが見られるか。		
	② 施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。		
(5) 管理運営に係る経費の削減が図れるか	① 法人全体の人員体制等の合理化が図られ、効率的な運営体制が見込めるか。		
(6) 管理運営を安定的に行うことができるか	① 財政基盤(経営・収支)は安定しているか。		
	② 適正な職員の配置は可能か。		
(7) その他	① 環境保護に配慮した取り組みを行っているか。		

審査項目	評価の観点	評価	評価理由
2. 高齢者在宅サービスセンターに係わる事項			
(1) 事業運営	① 運営理念及び基本方針 高齢者デイサービス事業が、介護保険法その他関連法令と合致しているか。		
	② 事業計画が妥当なものであるか		
	③ 高齢者デイサービスに対する熱意、創造性 ・一人ひとりの利用者の状況についての		

	<p>配慮はされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然との関わり、戸外・施設外での活動は実施されているか。 ・工夫を凝らした行事が実施されているか。 ・実施したサービスの効果を検証し、持続的な効果測定を行っているか。 		
	<p>④事故防止及び事故発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止並びに事故発生時の対応・防災対策マニュアルは整備しているか。 		
	<p>⑤衛生・健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理マニュアル、感染症対策マニュアル等は作成されているか。 		
	<p>⑥給食の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康面を配慮し、個々に即した給食の提供や、健康管理、栄養面での家族への相談体制の充実、献立の周知（献立の特徴・あり方）等がなされているか。 		
	<p>⑦広報活動は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便りの発行、配布状況や内容は適切になされているか。 		
	<p>⑧家族会や懇談会の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族への説明、家族からの要望の受け入れ等家族とのコミュニケーションはなされているか。 		
	<p>⑨地域における支援・地域交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民、関係機関との交流の場を設け、住民が気楽に相談できる機能を発揮する努力がみられるか。 		
	<p>⑩職員の研修体制は適切か</p>		
	<p>⑪職員の健康管理、カウンセリング等の窓口を設けてケアを行っているか。</p>		
(2)管理運営に係る経費の削減について	<p>①経費の低減について努力がみられるか。</p>		

(3) 国立市障害者センター

審査項目	評価の観点	評価
1. 法人に係わる事項		
(1) 運営理念	①「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	
	②福祉施設を運営するのにふさわしい理念を持っているか。	
	③市民等の平等な利用を確保できるか。	
(2) 管理体制	①危機管理体制は適切か。	
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。	
	③個人情報保護への対応体制は適切か。	
(3) 施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。	
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。	
(4) 管理運営に係る経費の削減が図れるか	①法人全体の人員体制等の合理化が図られ、効率的な運営体制が見込めるか。	
(5) 管理運営を安定的に行うことができるか	①財政基盤(経営・収支)は安定しているか。	
	②適正な職員の配置は可能か。	
(6) その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
2. 施設の個別事項		
(1) 組織管理	①職員体制 <ul style="list-style-type: none"> ・支援の責任者及び体制は明確か。 施設長の状況(経歴・実績)は適切か 係長の状況(経歴等)は適切か。 ・継続可能で安定的な職員配置は可能か。 	
	②危機管理体制(火災・震災・感染医療対策等) <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関するマニュアルが作成され守られているか。 ・上記について職員及び保護者への周知は徹底されているか。 ・定期的に避難、誘導、通報訓練(災害時及び非常時などに合わせた)が実施されているか。 ・保安警備対策は適切か。 ・不審者情報の保護者への提供など、不審者対策について取り組みが、適切になされているか。 	

	<p>③要望・苦情・トラブルへの対応は万全か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応処理システムは万全か。 ・職員への周知徹底はなされているか。 	
	<p>④個人情報保護への対応は万全か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成は万全か。 ・職員への周知徹底はなされているか。 	
	<p>⑤組織の活性化は図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織や職員の質向上や改善のため、職員参加型の組織運営を行っているか。 ・研修ニーズの把握分析をし、職員に対して適切な研修計画が立てられているか。 ・適切な研修機会は確保されているか。 	
<p>(2) 施設運営</p>	<p>①運営理念及び基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者センターの運営理念及び基本方針は施設目的に適合しているか。 	
	<p>②支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が決定した利用者について、適切に支援する計画となっているか。 ・利用者に対する支援の基本的な考えとして、基本的人権を尊重した個人の意思による自己選択や自己決定を具体的な形で支援、保障しているか ・各利用者に応じた支援計画は万全か ・複数のプログラムが用意され、同一時間帯に実施されているか ・身体状況・利用等の記録と職員への周知は適切になされているか。 ・利用者に対する支援計画は定期的かつ状況に応じて評価され改定が適切になされているか。 ・地域との連携に対し積極的か ・地域生活支援への取り組みはできているか ・利用者が抱える様々な課題や不適応な行動等に対して、その原因を捜しながら問題解決に向けた対応策がとられているか 	

	<p>③障害者センターに対する熱意、創造性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自発的に活動できる環境整備は万全か。 ・さまざまな表現活動が体験できるような配慮はされているか。 ・一人ひとりの利用者の発達状況の把握、目標、生活状況についての記録と理解配慮はされているか。 ・身近な自然との関わり、戸外施設外での活動は実施されているか。 ・工夫を凝らした行事が実施されているか。 	
	<p>④虐待などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いのある利用者の早期発見はなされているか。 ・家庭に対する対応策なされているか。 ・関係機関との連携はなされているか。 	
	<p>⑤事故防止及び事故発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止並びに事故発生時の対応・防災対策マニュアルは整備しているか 	
	<p>⑥衛生・健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康管理、疾病の早期発見を目的とした保健衛生・健康管理を実施しているか。 ・健康診断結果の周知反映がなされているか。 ・衛生管理マニュアル、健康管理マニュアルは作成されているか。 ・個人ごとの手洗い、手拭タオル等が配置はされているか。 ・職員の健康管理は適切になされているか。 ・発熱時の対応、投薬の基準、及び投薬管理は万全か。 ・嘱託医、医療機関との連携は適切になされているか。 ・施設の衛生管理は適切か。 	
	<p>⑦給食の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康面を配慮し、個々に即した給食の提供や、健康管理、栄養面での保護者への相談体制の充実、献立の周知（献立の特徴・あり方）等がなされているか。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対して必要に応じた喫食状況の周知がなされているか。 ・ 安全に配慮した食材料の使用はなされているか。 	
	<p>⑧だより、保健だより等広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布状況や内容は適切になされているか。 	
	<p>⑨保護者会や懇談会の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への支援内容の説明や保護者からの要望の受け入れ等保護者とのコミュニケーションはなされているか。 	
	<p>⑩地域における支援・地域交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や関係機関との連携は図られているか。 	
<p>(3) 管理運営に係る経費の削減について</p>	<p>①経費の低減について努力がみられるか。</p>	

(4) くにたち心身障害者訓練施設「あすなろ」

審査項目	評価の観点	評価
1. 法人に係わる事項		
(1) 運営理念	①「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	
	②福祉施設を運営するのにふさわしい理念を持っているか。	
	③市民等の平等な利用を確保できるか。	
(2) 管理体制	①危機管理体制は適切か。	
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。	
	③個人情報保護への対応体制は適切か。	
(3) 施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。	
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。	
(4) 管理運営に係る経費の削減が図れるか	①法人全体の人員体制等の合理化が図られ、効率的な運営体制が見込めるか。	
(5) 管理運営を安定的に行うことができるか	①財政基盤(経営・収支)は安定しているか。	
	②適正な職員の配置は可能か。	
(6) その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
2. 施設の個別事項		
(1) 組織管理	①職員体制 ・支援の責任者及び体制は明確か。 施設長の状況(経歴・実績)は適切か 係長の状況(経歴等)は適切か。 ・継続可能で安定的な職員配置は可能か。	
	②危機管理体制(火災・震災・感染医療対策等) ・危機管理に関するマニュアルが作成され守られているか。 ・上記について職員及び保護者への周知は徹底されているか。 ・定期的に避難、誘導、通報訓練(災害時及び非常時などに合わせた)が実施されているか。 ・保安警備対策は適切か。 ・不審者情報の保護者への提供など、不審者対策について取り組みが、適切になされているか。	
	③要望・苦情・トラブルへの対応は万全か。 ・対応処理システムは万全か。 ・職員への周知徹底はなされているか。	

	<p>④個人情報保護への対応は万全か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成は万全か。 ・職員への周知徹底はなされているか。 	
	<p>⑤組織の活性化は図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織や職員の質向上や改善のため、職員参加型の組織運営を行っているか。 ・研修ニーズの把握分析をし、職員に対して適切な研修計画が立てられているか。 ・適切な研修機会は確保されているか。 	
<p>(2)施設運営</p>	<p>①運営理念及び基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あすなるの運営理念及び基本方針は施設目的に適合しているか。 	
	<p>②支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者について、適切に支援する計画となっているか。 ・利用者に対する支援の基本的な考えとして、基本的人権を尊重した個人の意思による自己選択や自己決定を具体的な形で支援、保障しているか ・各利用者に応じた支援計画は万全か ・身体状況・利用等の記録と職員への周知は適切になされているか。 ・利用者に対する支援計画は、定期的かつ状況に応じて評価され改定が適切になされているか ・地域との連携に対し積極的か ・地域生活支援への取り組みはできているか ・利用者の不適応行動に対して、その原因を捜しながら問題解決に向けた対応策がとられているか 	

	<p>③あすなろに対する熱意、創造性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自発的に活動できる環境整備は万全か。 ・さまざまな表現活動が体験できるような配慮はされているか。 ・一人ひとりの利用者の発達状況の把握、目標、生活状況についての記録と理解配慮はされているか。 ・身近な自然との関わり、戸外施設外での活動は実施されているか。 ・工夫を凝らした行事が実施されているか。 	
	<p>④虐待などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いのある利用者の早期発見はなされているか。 ・家庭に対する対応策なされているか。 ・関係機関との連携はなされているか。 	
	<p>⑤事故防止及び事故発生時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故防止並びに事故発生時の対応マニュアルは整備しているか 	
	<p>⑥衛生・健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康管理、疾病の早期発見を目的とした保健衛生・健康管理を実施しているか。 ・健康診断結果の周知反映がなされているか。 ・衛生管理マニュアル、健康管理マニュアルは作成されているか。 ・個人ごとの手洗い、手拭タオル等が配置はされているか。 ・職員の健康管理は適切になされているか。 ・発熱時の対応、投薬の基準、及び投薬管理は万全か。 ・嘱託医、医療機関との連携は適切になされているか。 ・施設の衛生管理は適切か。 	

	<p>⑦給食の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康面を配慮し、個々に即した給食の提供や、健康管理、栄養面での保護者への相談体制の充実、献立の周知（献立の特徴・あり方）等がなされているか。 ・保護者に対して必要に応じた喫食状況の周知がなされているか。 ・安全に配慮した食材料の使用はなされているか。 	
	<p>⑧だより、保健だより等広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布状況や内容は適切になされているか。 	
	<p>⑨保護者会や懇談会等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への支援内容の説明や保護者からの要望の受け入れ等、保護者とのコミュニケーションはなされているか。 	
	<p>⑩地域における支援・地域交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係機関との連携は図られているか。 	
<p>(3)管理運営に係る経費の削減について</p>	<p>①経費の低減について努力がみられるか。</p>	

4 参考資料

(1) 指定管理者選定委員会等開催経過

令和元年11月～ 令和2年3月	【指定管理者選定検討部会の設置・開催】 施設ごとに指定管理者選定検討部会を立ち上げ、指定管理者の 導入手法、指定期間、選定基準等を検討
令和2年5月27日	【国立市行財政健全化推進本部会議の開催】 各施設の指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、各施 設の方向性について市の考え方を集約
令和2年6月25日	【令和2年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 市で集約した導入手法、指定期間、選定基準に対し、委員から 意見を聴取

(2) 指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

令和2年6月25日現在

氏名	委員区分	備考
竹内 光博	副市長	委員長
宮崎 宏一	政策経営部長	副委員長
山重 慎二	学識経験者委員	
河合 敬則	学識経験者委員	
田中 晴久	市民委員	
市岡 一彦	市民委員	
秦 和壽	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
松葉 篤	子ども家庭部長	
黒澤 重徳	生活環境部長	
門倉 俊明	都市整備部長	
橋本 祐幸	教育次長	

